

こども110番

対応マニュアル

～ もしも、子どもが助けを求めてきたら ～



子どもたちを守ろう！ 心のかよった安全なまちづくりを推進しよう！

青少年育成大阪府民会議では、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番」運動を推進しています。子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めることができるように、地域の協力家庭が「こども110番の家」の旗等を掲げたり、「こども110番」のステッカーを貼った車両が地域を走ったりすることにより子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとするものです。

青少年育成大阪府民会議（こども110番担当）

〒540-8570大阪府中央区大手前2丁目（大阪府 危機管理室内）

TEL 06-6941-0351（府庁代表） FAX 06-6944-6649

ホームページ：<http://www.pref.osaka.jp/chiantaisaku/kodomo/110ban.html>

大阪府 こども110番



※令和4年11月現在



こども110番の家のみなさんへ

「こども110番」の協力家庭（商店・事務所等を含む）は、不審者（犯人）から逃れるために駆け込んできた子どもたちの安全を確保する場所となります。

「こども110番の家」の旗、プレート等を見て、子どもが助けを求めてきた場合、子どもを保護し、子どもに代わって110番通報をおこなう等の対応をお願いします。

- 玄関先等よく見えるところに「こども110番の家」の旗やプレート等を掲示してください

※大阪市・箕面市・茨木市・東大阪市・貝塚市等では独自のデザインを使用しています



1 子どもが助けを求めてきたときは

1. 子どもを家に入れ、入り口のカギを閉めてください

刃物を持って追いかけられた事件の発生もありましたので可能な限り、子どもを家に入れて話を聞いてください

2. みなさんが落ちついてください

駆け込んできた子どもは、興奮しています
みなさんも動転して興奮することがないように、まず落ちついてください

3. 子どもを落ち着かせてください

「大丈夫だから落ちついて」「どうしたの？」
などとやさしく声をかけて、駆け込んできた子どもを落ち着かせてください

2 子どもにたずねていただくこと （子どもの状況に合わせて対応してください）

1. 何があったのか？

不審者に追いかけられたのか、痴漢にあったのか、交通事故なのか等、何があったのかをまず聞き出してください

2. いつあったのか？

今、起こったのか、いつごろのことなのか聞いてください

3. どこであったのか？

町名や目印となる建物等、場所を聞いてください

4. どんなことがあったのか？

連れ去られたり、ケガをした子どもがいるのか等を聞いてください

5. 不審者（犯人）の特徴は？

人数、性別、年齢、身長、体格、服装、髪型、使用車両（自動車・単車・自転車の色、型、ナンバー等）、凶器（ナイフ、包丁、鉄棒等）の有無等の特徴を聞いてください

6. 不審者（犯人）はどこにいるのか？

不審者（犯人）は、まだいるのか、あるいは別の場所に向かったか等、逃げた方向について聞いてください

子どもの興奮がおさまらないときは、親になった気持ちでやさしく接してあげてください

- 危険を冒してまで、不審者（犯人）を取り押さえるなどの対応を求めるものではありません
- 助けを求めてきた子どもには、思いやりのある対応をお願いするとともに、状況に応じて、子どもの学校や家庭に連絡したり、救急車（119番）の手配をお願いします
- 助けを求めてきた子どものことや、その内容をむやみに他人に話すと、子どもの心を傷つけたりプライバシーの侵害となりますので、十分にご注意ください



3 110番通報の際に、伝えていただくこと

1. 「子ども110番の家」であること

電話の「110」をダイヤルし、「子ども110番の家」であることを告げ住所、氏名、電話番号を話してください

2. 子どもから聞いた内容

子どもから聞いた内容を順序よく話してください

- ①何が起こったか
- ②いつごろ起こったか
- ③どこで起こったか
- ④不審者（犯人）の特徴は
- ⑤不審者（犯人）はどこにいるのか（逃げた方向等）
- ⑥今の状況はどうなっているか

3. 子どもが電話に出られる場合は、子どもを電話口に

子どもが既に落ちついて自分で話ができる場合は、子どもを電話口に出して直接答えさせてください

4. 110番通報のあと

警察官が到着するまで、その子どもを待たせておいてください
危険が去ったと判断し、安易に子どもを屋外に出さないように注意してください
警察官が到着すれば、事情を説明してください

子どもに対する**犯罪・いたずら**が発生しています。

**家庭や地域のみなさんで、
子どもたちを守りましょう！**

ご家庭で

- 自宅周辺の「子ども110番の家」を子どもと一緒に確認しておきましょう
- 次の「5つの約束」を普段からよく言い聞かせておきましょう

ご家族で心がけましょう

**子どもたちに伝える
5つの約束**



- ①一人で遊びません
- ②知らない人について行きません
- ③つれて行かれそうになったら大声を出して助けをもとめ、「子ども110番の家」へにげこみます。
- ④だれとどこで遊ぶか、いつ帰るかを家の人に言ってから出かけます
- ⑤お友だちがつれて行かれそうになったら、すぐに大人の人に知らせます。

地域のみなさんで

- 公園・空地・人通りの少ない路地などで、一人遊びをしている子どもを見かけたときは声をかけて注意しましょう
- 子どもの様子をうかがう、車から子どもに話しかけるなどの不審者を見かけたら、子どもを守り、すぐ警察に連絡しましょう
- 車などで、子どもが連れ去られそうになっているの見かけたら、大声で近くの人に知らせ110番通報をしてください（してもらってください）



大阪府警察

動くこども 110番協力事業者のみなさんへ



助けを求めてきた子どもを発見

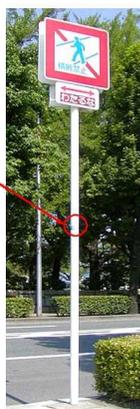
周囲の状況を確認し、車を安全な場所に停車・子どもを保護

子どもを落ち着かせ、子どもの状況を確認

ケガをしている場合

まず、119番通報

- ▼私は、〇〇会社の〇〇といひます
- ▼どこで（住所・目印となる建物・交差点）
- ▼だれを（何歳ぐらいの、男児・女児）
- ▼いつごろ（たった今、〇分前）
- ▼保護した子どものケガの状態



「現在地認知システム」

110番通報する際には、大阪府警の「現在地認知システム」をご活用ください。道路標識に書かれている2列の番号を言っていたら、通報場所がすぐわかります。

ケガのない場合

110番通報

- ▼私は、〇〇会社の〇〇といひます
- ▼どんな事件・事故か
(子どもが不審者に追われ、助けを求めてきたので、保護している等)
- ▼どこで（住所・目印となる建物・交差点）
- ▼だれを（何歳ぐらいの、男児・女児）
- ▼いつごろ（たった今、〇分前）
- ▼保護した子どものケガの有無と状態
- ▼119番通報した場合は、その旨

救急車・警察の到着まで子どもを保護

救急・警察に状況を説明

帰社後、会社の担当者に状況報告

※協力車両に子どもが助けを求めてきた事例がありましたら、青少年育成大阪府民会議（こども110番担当）までご一報ください

= 事業者の皆様のご協力をお願いします =

- こども110番の車を装った犯罪を防止するため、協力車両は業務用に限らせていただいています。会社名や商店名等が表示されている車両にのみ、「こども110番」のステッカーを貼っていただきますよう、お願いします
- 危険を冒してまで、不審者（犯人）を取り押さえるなどの対応を求めものではありません
- 助けを求めてきた子どもには、思いやりのある対応をお願いするとともに、状況に応じて、救急車の手配、警察への通報、子どもの学校や家庭への連絡をお願いします
- 助けを求めてきた子どものことや、その内容をむやみに他人に話すと、子どもの心を傷つけたりプライバシーの侵害となりますので、十分にご注意ください

